

岩手県告示第 496 号

開発登録簿閲覧規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

開発登録簿閲覧規則の一部を改正する告示

開発登録簿閲覧規則（昭和 45 年岩手県告示第 1458 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(閲覧時間等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録簿を保管する知事又は地方振興局長は、登録簿の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、登録簿の閲覧時間を短縮し、又は登録簿を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、登録簿を保管する<u>知事又は地方振興局長</u>は、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p> <p>(閲覧手続)</p> <p>第 3 条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧簿（別記様式）に所要事項を記入して、閲覧しようとする登録簿を保管する<u>知事又は地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(閲覧の停止又は禁止)</p> <p>第 5 条 登録簿を保管する<u>知事又は地方振興局長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(閲覧時間等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録簿を保管する知事、<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「知事等」という。）は、登録簿の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、登録簿の閲覧時間を短縮し、又は登録簿を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、登録簿を保管する<u>知事等</u>は、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p> <p>(閲覧手続)</p> <p>第 3 条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧簿（別記様式）に所要事項を記入して、閲覧しようとする登録簿を保管する<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(閲覧の停止又は禁止)</p> <p>第 5 条 登録簿を保管する<u>知事等</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。